

(お知らせ) 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の対象地域の拡大について

平素より、援護行政に特段のご理解、ご協力を頂きまして感謝申し上げます。

厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品等の手掛かり資料からご遺族が推定できる場合には、ご遺族からの申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合、ご遺骨をご遺族に返還しています。

この度、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ（令和元年8月2日）も踏まえ検討した結果、硫黄島などにおいて遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を試行的に実施することとしました。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ（令和元年10月16日報道発表資料）にも掲載しております。

(参考) 硫黄島などにおける遺留品等の手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の実施について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07255.html

具体的には、戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容された遺骨（検体）数の割合が多い地域である、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁において、令和2年度から、公募により実施する予定です（その他の地域については、実施結果を踏まえて、今後、検討を行うこととしております）。

申請方法は、これまでのDNA鑑定と同様ですが、希望されるご遺族からの申請書を当課に提出いただき、実施の可否を検討した上で、検体を提供いただきます。申請用紙等は当課に請求いただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードが出来るよう準備中です。

令和2年4月1日から申請を受け付ける予定ですので、関係ご遺族と思われる方への広報による周知につきまして、別添資料をご参照のうえ貴会におかれましても、貴会の広報誌における広報など、あらためて特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、下記にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局事業課 鑑定調整室

代表電話 03-5253-1111（内線 4519）

直通電話 03-3595-2219

関係ご遺族 様

厚生労働省社会・援護局事業課

戦没者遺骨のDNA鑑定の実施について

厚生労働省では、戦没者遺骨について、遺留品などの手掛かり資料からご遺族が推定できる場合には、ご遺族からの申請に基づいてDNA鑑定を行い、親族関係が判明した場合、ご遺骨をご遺族に返還しています。

今般、遺留品などの手掛かり資料がない戦没者遺骨の身元特定のため、令和2年4月から、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁の戦没者のご遺骨について、ご遺族だと思われる方からの申請を募り、厚生労働省保管資料や申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者とのつながりが確認できる場合に、DNA鑑定を実施することとしました。

つきましては、DNA鑑定を希望される場合は、下記宛てに申請書をご請求いただくか又は厚生労働省ホームページ（現在準備中）から申請書をダウンロードしてください。

本DNA鑑定によって多くのご遺骨の身元が特定され、ご遺族に返還できるよう、厚生労働省としても最大限努めているところですが、長期間経過したご遺骨を対象としていることや、技術的な制約もあることから、必ずしもご期待に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ご不明の点等ございましたら、下記にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局事業課 鑑定調整室

電話 03-5253-1111

(内線4519、3506)